

# 板橋区退職者会ホームページ運営ガイドライン

令和4年9月7日 作成

## (目的)

**第1条** このガイドラインは、板橋区退職者会ホームページ管理運営要領に基づき運営される健友ホームページにおいて、会員への適切な情報提供を行うとともに、会員間の情報交流を適正に行うことの目的として制定する。

## (用語の定義)

**第2条** このガイドラインで使用する用語は、板橋区退職者会ホームページ管理運営要領に基づき使用する。

## (健友ホームページの運用)

**第3条** 健友ホームページでは、板橋区退職者会並びに会員等からの情報提供を行い、会員等からの事業参加等の申し込みや金銭の振り込み等は行わない。

## (情報の制限)

**第4条** 健友ホームページには、次に掲げるコンテンツは掲載しない。

- (1) 政治活動、宗教活動並びに公序良俗に反した情報
- (2) プライバシーを侵害する恐れのある情報
- (3) 第3者の著作権を侵害する恐れのある情報

## (原稿作成者の責務)

**第5条** 健友ホームページのコンテンツ作成責任者は、第4条及び本条を遵守し、コンテンツ原稿を作成し、コンテンツ維持者に送付するものとする。

- (1) 動画、静止画については、表示される者の事前了解を得ること。
- (2) 動画、静止画の画面に著作権を侵害する恐れのある情報が映り込んでいないか注意すること。
- (3) 氏名、年齢等のプライバシーに係る情報については、表示される者に事前了承を得ること。

## (コンテンツ維持者の責務)

**第6条** コンテンツ維持者は、コンテンツ作成責任者から送致された原稿(画像、動画を含む。)に基づき、コンテンツの作成等を行う。

## (コンテンツの修正等)

**第7条** コンテンツ維持者は、送付された原稿が第4条並びに第5条に抵触すると思われるときは、コンテンツ作成責任者に確認し、合意のもとにコンテンツの作成等の作業を行う。

2 コンテンツ作成責任者への確認を行っても、なお、合意に至らない場合は、ホームページ委員会の判断を求めるものとする。

(外部リンク)

**第8条** 会員又はその家族が運営するブログ等のSNSについては、希望があれば、リンクすることができます。この場合、別に定めるリンク申込書の提出を事務局に行う。

(リンクの可否等)

**第9条** リンク申込書が提出された場合は、ホームページ委員会において、リンクの可否について決定し、認められたSNS等については、健友ホームページからリンクをする。

### リ　ン　ク　申　込　書

会員名	
SNS運営者	
SNS名称	
アドレス等	
SNSの内容	